

## XII. 学校図書館司書教諭課程履修ガイド

### 1. 学校図書館司書教諭課程について

学校図書館司書教諭は、学校図書館の専門的職務を行う、学校図書館法で定められた資格です。これは学校の教諭を充てるとされており、教科等の免許をもった教員がさらに専門性を身につけたという付加資格になります。小学校、中学校、高等学校には司書教諭を置くことが義務づけられています。

学校図書館は、自発的、主体的な学習活動を支援し、情報活用能力を育て、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能と、読書活動や読書指導の場として、さらに創造力を培い学習への興味・関心を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を持ち、学校教育改革の中核的な役割を担うことが期待されています。司書教諭はそのような図書館を管理運営し、諸活動を支援推進する職務を受け持ちます。

教員志望者は、在学中にこの課程を学ぶことにより、教育に必要な情報の収集・活用、読書指導など、教師としての指導力の幅を広げることにもなるでしょう。

なお、学外の一般の図書館司書の資格とは別のものですので、混同しないようにしてください。

### 2. 学校図書館司書教諭の資格の取得

学校図書館法および学校図書館司書教諭講習規程に基づき、学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目に相当する授業科目を設置します。

学校図書館司書教諭の資格を取得するためには、以下の条件を満たさなければなりません。

- ①卒業時に教育職員免許状の授与を受けるか、大学に2年以上在学して62単位以上修得すること。
- ②学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目に相当する授業科目の単位を修得すること。
- ③所定の学校図書館司書教諭講習修了申請手続きをすること。

但し、学校図書館司書教諭の資格は、所持する教員免許状について効力があるものなので、教員免許状を所持しなければ、資格を取得したとはいえません。

また、学校図書館司書教諭講習修了証書は、申請手続きをしてから1年後に授与されます。

### 3. 学校図書館司書教諭課程の履修

司書教諭関連科目は、どの学部に属している学生でも履修できます。

### 4. 学校図書館司書教諭課程履修の条件

学校図書館司書教諭課程を履修するためには、2年次の始めに教職課程の登録を行い、教職

課程履修費を納入し、また、学校図書館司書教諭科目の履修を開始する年度に、「5. 学校図書館司書教諭課程の履修費」のとおり履修費を納入しなければなりません。

#### 5. 学校図書館司書教諭課程の履修費

学校図書館司書教諭課程の履修希望者は、2年次（あるいは同課程授業科目の履修を開始しようとする年度）の始めに、学校図書館司書教諭課程履修費 10,000 円を納入してください。

**期間：4月2日（水）10:00～4月3日（木）17:00**

方法：期間内に証明書自動発行機の「申請書発行画面」で「学校図書館司書教諭課程履修費納付書」（10,000 円）を購入し、出力された用紙を、期間中に教職課程指導室へ提出する。

履修費を納入しない場合は、学校図書館司書教諭科目を履修できません。

#### 6. 学校図書館司書教諭講習規程に相当する授業科目

学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目と、その科目に相当する授業科目は次表のとおりです。いずれも必修科目ですので、5科目10単位を修得しなければなりません。

学校図書館司書教諭講習規程の科目	単位	左記に相当する本学授業科目	単位	配当年次	必選
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2	必修科目
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2	

#### 7. 学校図書館司書教諭講習修了証書申請手続きについて

学校図書館司書教諭講習関連科目の単位を修得し、あわせて教育職員免許状を授与された者は、学校図書館司書教諭講習規程第3条第2項の規定に基づき、学校図書館司書教諭講習修了証書の申請ができます。

修了証書の申請手続きは、次のとおりです。

##### ① 3年次終了時まで以上に上記の5科目10単位すべて修得した場合

4年次の前期に、以下の要領で「修了証書申請手続き」をしてください。手続き日時は掲示で指示します。

- ・「学校図書館司書教諭単位修得証明書」（手数料1通200円）の申し込み
- ・「在学証明書（本修了証書申請用、文部科学省所定様式、手数料1通200円）」の申し込み
- ・「学校図書館司書教諭講習申込書（文部科学省所定様式）」の記入、提出
- ・「学校図書館司書教諭講習修了証書」申込書（大学保管用）の記入、提出
- ・修了証書送付用封筒（住所ラベル）の記入、提出

## ② 4年次に司書教諭課程の残りの科目を履修している場合

(1) 4年次（卒業年次）の秋頃に行う教育職員免許状一括申請の時に、以下の要領で「修了証書申請手続き」をしてください。手続き日時は掲示で指示します。

- ・「教育職員免許状授与証明書」の申し込み

（東京都教育委員会発行。手数料1通400円（予定）。教員免許状一括申請とは別）

- ・「学校図書館司書教諭単位修得証明書」（手数料1通200円）の申し込み

- ・学校図書館司書教諭講習申込書および修了証書送付用封筒（住所ラベル）の記入、提出

- ・「学校図書館司書教諭講習修了証書」申込書（大学保管用）を記入、提出

(2) 卒業後の7月ごろに大学から郵送される「学校図書館司書教諭講習申込書（文部科学省所定様式）」に必要事項を記入し、所定の期日までに教職課程指導室に返送してください。

## ③ 修了証書の送付

上記①②に掲げる所定の書類を大学より文部科学省初等中等教育局児童生徒課および東京学芸大学へ提出し、認められた場合は、翌年の3月頃に教職課程指導室より申込み学生へ「学校図書館司書教諭講習修了証書」を送付します。

## 8. 修了証書を受け取るまで

卒業直後、修了証書を受け取る前に学校図書館司書教諭について履歴書に記載したいという場合、「学校図書館司書教諭講習課程所定単位修得」などと記載するとよいでしょう。面接等で問い合わせがあった場合には、「大学で現在手続きの途中であり、次の年の3月以降に修了証書が手元に届く予定である」旨回答してください。

## 9. 修了証書の効力

修了証書には、「学校の教諭の免許状を有する者についてその効力を生じる」という記載があります。このことは、本課程を修了し、修了証書を受けたとしても、「教員免許状」を持っていなければ意味のないものということを指します。本学で、この課程の履修にあたって、教職課程履修者であることを前提としているのはこのためです。

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする人は、本課程の修了をめざすと同時に、必ず教員免許状を取得してください。

